

香川県条例第23号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の5第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）</u>又は地方税共同機構に払い込まなければならない。ただし、県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあっては県税事務所の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下この条において同じ。）に、県が課する固定資産税に係る徴収金にあっては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。</p> <p>2 略</p> <p>(個人の県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込みの方法)</p> <p>第35条 市町は、法第739条の4第2項の規定によって個人の県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める様式による払込書によって、指定金融機関等又は<u>指定公金事務取扱者</u>に払い込むものとする。</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地</p>	<p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）</u>又は地方税共同機構に払い込まなければならない。ただし、県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあっては県税事務所の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下この条において同じ。）に、県が課する固定資産税に係る徴収金にあっては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。</p> <p>2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定納付受託者又は機構指定納付受託者に委託して納付し、又は納入することができる。</p> <p>(個人の県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込みの方法)</p> <p>第35条 市町は、法第739条の4第2項の規定によって個人の県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める様式による払込書によって、指定金融機関等又は<u>収納事務受託者</u>に払い込むものとする。</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地</p>

分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。

2～4 略

分割組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。

2～4 略

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の第10条第1項及び第35条の規定の適用については、同項中「指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」とあるのは「指定公金事務取扱者若しくは地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により徴収金の収納に関する事務を行わせることができることとされた香川県税条例の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第23号）の施行の日の前日において同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により現に徴収金の収納の事務の委託を受けている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）（第35条において「指定公金事務取扱者等」という。）」と、第35条中「指定公金事務取扱者」とあるのは「指定公金事務取扱者等」とする。